

自動継続変動金利定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(元金が1千万円未満の場合)または自由金利型定期預金(元金が1千万円以上の場合)の店頭表示の金利に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。本条および第4条第1項において同じ。)から満期日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とした自由金利型定期預金(M型)(元金が1千万円未満の場合)または自由金利型定期預金(元金が1千万円以上の場合)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算出するものとします。

ただし、この預金の利率について、前記の算出方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利息)

(1) 単利型の場合

- ① この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - A. 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」という。)および通帳または証書記載の中間利払利率(第3条により利率を変更したときは、継続後の預金の利率は変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間利払日数および通帳または証書記載の利率(第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - C. 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。
- ② 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息は除きます。)は、満期日以後に、この預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- ③ この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - A. 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。)の6か月後の応当日の前日までに解約す

る場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を計算します。

a. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までを満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
イ. 1年以上3年未満 約定利率×70%

b. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
イ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
ウ. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
エ. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
オ. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

④ この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

(2) 複利型の場合

① この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

② 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後のこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

③ この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

⑤ この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、満期前の解約は、当行がやむを得ないと認める場合に限りです。

6. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表または店頭へのポスター掲出等その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上